

3練福介第 4739 号

令和3年 11 月9日

区内介護サービス事業所 管理者 各位

練馬区高齢施策担当部

介護保険課長 風間 康子

(公印省略)

介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染症対策の徹底継続について(依頼)

日頃より、練馬区の高齢者福祉施策に、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。併せて、各事業所における新型コロナウイルスの感染予防、拡大防止対策についてご尽力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

東京都は、10月25日から11月30日までの間を基本的対策徹底期間として、都民および事業者に対し、基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼しました。

各事業所におかれましては、3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなど基本的な感染防止策を引き続きお願いいたします。

なお、練馬区介護サービス事業者連絡協議会と冬季の利用者向け感染症対策リーフレットを作成いたしました。利用者、ご家族等への周知、事業所への掲示等にご活用ください。

記

1 リーフレット

別紙のとおり

2 事業所における感染症に係る標準的な感染対策の継続

- ・ワクチン接種による感染予防効果は 100%ではないため、引き続き感染対策を継続していただくようお願いいたします。
- ・マスクの着用、手指消毒、検温、人と人の距離の確保、こまめな換気など基本的な感染防止策を、職員と共有し、徹底してください。これらは、事業所内でのサービス提供時のみならず、送迎や利用者宅でのサービス提供時、サービス担当者会議等の会議ならびに職員の休憩時等も同様です。
- ・感染対策の基本、防護具の着用方法について、改めて職員とともに確認をお願いいたします。

(参考資料) 練馬区ホームページに掲載しています。

○高齢者施設・障害者施設の新型コロナウイルス感染対策事例集」(令和3年 10 月東京 i CDC 専門家ボード)

令和3年 10 月 15 日にメール等で介護保険課から各事業所あてに送付しているところです。

施設とありますが、訪問系サービス、通所系サービス、居宅介護支援においても参考となる内容です。

必ずお目直しいただき、事業所内で共有してください。

○介護サービス利用者および介護事業所職員のための感染対策動画

【掲載場所】

練馬区トップページ>保健・福祉>介護保険>事業者向け>社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について <https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/jigyo/shingatakorona.html>

3 利用者およびご家族への正確な情報提供

- ・利用者およびご家族に対して、ワクチン接種後も手指消毒、マスクの着用、体調の確認等を継続する必要があることの説明、周知をお願いいたします。
- ・マスクの着用を促していない事業所が見受けられます。人と接する際に着用していただくことを繰り返すことで、マスクの着用になれる方もいらっしゃいます。繰り返し、着用の促しをお願いいたします。
- ・新型コロナウイルスへの感染の不安からサービス利用やモニタリング等に躊躇される利用者またはご家族に対しては、事業所が実施している感染対策の説明とともに、サービスを利用する利点や各業務がサービス提供にもたらす効果について丁寧に説明し、不安を払拭するよう努めてください。

4 その他留意事項

(1) 食事

- ・マスク会食、黙食の実施
- ・席の配置の工夫(対面を避ける、隣席を離す等)、アクリル板等の設置

(2) 共有スペースでの活動

- ・可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。
- ・定期的に換気を行う。
- ・利用者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。
- ・声を出す機会を最小限にする。
- ・マスクを着用する。
- ・大声を出さない。
- ・清掃の徹底、共有物の消毒の実施

(3) 口腔ケア

- ・飛沫感染防止のため防護具を適切に着用する。
- ・口腔ケア後の設備消毒の実施

(4) 職員等の健康観察の継続

- ・職員(事務職・送迎担当・ボランティア等を含む)は、出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底してください。

<問合せ先> 介護保険課事業者運営推進係 電話 03-5984-4589(直通)